

令和7年度

## 柳町認定こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、柳町認定こども園が説明すべき内容は次の通りです。

### 1. 施設運営主体について

名称	学校法人 帯広葵学園
所在地	帯広市西12条南17丁目3番地 難波ビル2階
電話番号	0155-23-7604
代表者氏名	学校法人 帯広葵学園 理事長 上野 敏郎

### 2. 利用施設について

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	柳町認定こども園
所在地	音更町柳町仲区16番地
電話番号	0155-31-4058
ファックス番号	0155-31-6331
管理者	園長 中田 春枝
対象児童	子ども・子育て支援法、児童福祉法第24条の定めるところにより、教育・保育を必要とする満6ヶ月～小学校就学の始期に達するまでの児童
利用定員	110名（1号認定10名、2号認定67名、3号認定33名）
開設年月日	令和4年4月1日 認定こども園移行認可

### 3. 目的・運営方針について

柳町認定こども園（以下「当施設」という。）は、乳幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 当施設は、園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 当施設は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造し最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 当施設は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当施設は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4. 施設・設備の概要について

##### (1) 施設

敷地		3,987.46㎡
施設	構造	鉄骨コンクリート造
	延べ面積	928.59㎡

##### (2) 設備について

設備名	設備数	備考
乳児・ほふく室	1	32.29㎡
保育室	5	226.12㎡
遊戯室	1	207.84㎡
事務室・医務室	1	49.33㎡
トイレ	1	38.42㎡
調理室	1	29.35㎡
沐浴室	1	11.31㎡
調乳室	1	3.74㎡

#### 5. 職員の配置について

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹教諭	1	1		保育教諭を兼ねる。
保育教諭	15	11	4	
保育士	6		6	
保育補助	5		5	
事務員	1	1		保育補助を兼ねる。
栄養士	1	1		
調理員	5		5	

当施設では、学校教育法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

なお、園児数によっては、上記の人数と異なる場合もあります。

#### 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間

##### 【1号認定（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8:30 ~ 14:00
預かり保育		7:00 ~ 8:30
※別途利用者負担有	保育時間	14:00 ~ 19:00 土曜7:00 ~ 19:00

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7:00 ~ 18:00 (11時間)
	保育短時間	基本8:30 ~ 16:30ですが(実質8時間内)
延長保育 ※別途利用者 負担有	保育標準時間	18:00 ~ 19:00
	保育短時間	基本8:30 ~ 16:30ですが 利用8時間を超えた場合
開園時間	月~土曜日	7:00 ~ 19:00

7. 休業日について

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に帰還する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
- ・ 年末年始休業（12月29日から翌年の1月3日まで）
- ・ 1号認定児は、土曜日・夏季休業・冬季休業・春季休業
- ・ その他、園長が必要と認めた日

8. 保育料等について

(1) 1号認定・2号認定の保育料は無償です。3号認定の保育料は、保護者の所得に応じた負担額を基本に国の基準を上限として、地域の実情に応じて在住市町村が保育料を設定します。

(2) 振替手続きは、帯広信用金庫に預金口座振替依頼書を提出していただきます。

(3) その他の主な納入金

	1号認定児	2号認定児	3号認定児
副食費	3,600円	4,800円	なし
主食費	600円	800円	なし
預かり 保育料金	7:00~8:30 30分毎 50円 14:00~18:00 30分毎 50円		
延長保育 料金	18:00~19:00 30分毎100円	保育短時間 利用時間8時間を超えた場合 30分毎50円 (上限4,000円) 保育標準・短時間共通 18:00~19:00 30分毎100円 (上限4,000円)	

- (4) 1号認定児は長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）に預かり保育を使用し、その日の給食を必要とする場合は、1食250円を別途徴収させていただきます。
- (5) 給食費の返金が必要となる場合は、1食250円（主食費50円、副食費200円）で精算いたします。副食費免除対象者は、主食費のみ日割りいたします。  
（但し、1号認定2号認定それぞれの給食費を上限とします。）
- (6) 保育料及び給食費等の口座引き落としができなかった場合は、当学園の口座に振り込んでいただくこととなります。その際の手数料は自己負担となります。
- (7) 正当な理由のない保育料の滞納については、督促状・催告書を送付いたします。  
保育料の納入が困難な場合には、当施設にご相談下さい。  
なお、納付金の滞納が3ヶ月続いた時は、保育の提供を終了します。

## 9. 提供する保育内容について

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

### (1) 柳町認定こども園の保育理念・保育方針・保育目標

保育理念・保育方針・保育目標については、「園生活のしおり」をご覧ください。

### (2) 特色のある教育・保育について

#### ○絵本の読み聞かせの充実

豊かな感性を・・・

#### ○童謡わらべ歌の指導

楽しく歌うことで・・・

#### ○命を学ぶ学習（動物ふれあい教室）

毎年、年長児を対象に・・・

#### ○まなびば（小1準備コース）

小1準備コースとして年長児を対象に・・・

#### ○英語指導

年長児を対象とした外部講師による「英語指導」・・・

#### ○体育指導

年中・長児を対象とした外部講師による「体育指導」・・・

#### ○プール

年長児を対象とした外部講師による「プール指導」・・・

#### ○食育活動

年長児を対象に当園の栄養士が「食」の大切さを伝えます・・・

#### ○泥団子展

年長児を対象に「光る泥団子」を作ります・・・

## 10. 退園について

退園する場合、1号認定児は、退園届を当施設に提出していただきます。2号認定児・3号認定児は保育解除届を市町村に提出していただきます。退園届・保育解除届は当施設にあります。

### 1 1. 当施設利用の終了に関する事項について

当施設は、以下の場合、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1 2. 嘱託医について

当施設は、以下の医療機関と契約を締結しています。

医療機関等の名称	院長・施設長名	所在地	電話番号
木野東クリニック	後藤 幹裕	音更町木野大通 2-1-6	67-8277
なめき歯科	行木 隼人	音更町中鈴蘭南 6-1-14	30-4618

### 1 3. 緊急時の対応について

園児に病状急変などの緊急事態が発生した場合は、保護者の指定される医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

所管する消防署及び警察署	所在地	電話番号
音更消防署	音更町木野西通 1 6 丁目 1	0155-30-3322
帯広警察署 音更交番	音更町大通 1 1 丁目 3	0155-42-2151
ALSOK	帯広市西 1 0 条南 2 丁目 11-1	0155-38-5555

### 1 4. 非常災害対策について

防火管理者	中田 春枝
消防計画提出年月日	音更消防署あて 令和4年4月 届出
避難訓練	年 1 2 回実施火災、地震、洪水、不審者等
防火設備	自動火災報知設備、煙感知器、誘導灯、消火器、
避難場所	園庭 柳町小学校・グラウンド 緑陽台認定こども園
緊急時の連絡手段	一斉メールシステム

### 1 5. 要望・苦情の受付について

相談、苦情受付 担当者	全職員
相談、苦情解決 担当者	中田 春枝 (園長)
第三者委員	嶋谷 耕治

### 1 6. 園児の事故等に対する保険について

保険の種類	日本スポーツ振興センター共済
保険の内容	保育中に園児が災害にあった場合、医療費等の給付
保険の種類	施設所有者賠償責任保険・火災救済給付制度
保険の内容	施設内の人、物についての補償

## 17. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た園児及びその保護者に関わる個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。ホームページを開設しています。園児の姿掲載を希望されない場合は、ご連絡下さい。

## 18. 園児の保護通告について

当施設は、虐待等に対する要保護園児を発見した場合は、関係機関へ通告する義務があります。

## 19. 当施設における禁止事項・制限事項・留意事項について

敷地内は全面禁煙です。当施設における宗教活動・政治活動・営利活動は禁止致します。

園児の人権擁護と虐待防止を図るため、必要な体制を整備し、職員研修の実施や虐待の早期発見、未然防止等に必要な措置を講じます。

## 20. 当施設におけるそのほかの留意事項

### (1) 登園時間

設定保育に間に合うように、9:30までに登園してください。

### (2) 欠席・遅れる場合の連絡（れんらくアプリのバスキャッチを使用します）

当日の欠席、または登園が遅れる場合は、8:30までに当施設へ連絡をください。

### (3) 毎朝の体調確認

登園時、当日の体調を職員へお知らせください。また、機嫌の良し悪し・食欲・発熱の有無・排便の有無など、いつもと様子が異なることはお知らせください。

### (4) 発熱がある場合

体温がおおむね37.5℃以上ある場合は登園を控えるか、経過観察をするかご相談ください。登園後、おおむね37.5℃を超えた場合、体調状況の連絡をします。

38℃を超えた場合はお迎えの連絡をします。

また、解熱後24時間はお自宅で静養するようご協力をお願いしています。

### (5) 感染症について

学校保健法で指定の感染症に感染した場合、指定された期間は登園できません。

### (6) 与薬について

原則として、医療行為となりますので与薬の取り扱いはおこないません。園での集団生活を送れる程度に健康が回復した上で登園して頂きたいと思っております。ただし、慢性疾患などがある場合は、ご相談ください。

また、受診される場合は、こども園では原則として薬の使用ができないこともお伝えください。